

危険な空き家を解体しませんか？

志免町老朽危険空き家除却費補助金

事業概要

老朽化して危険な空き家を除却する所有者に対し、除却費用の2分の1を補助します

補助金額

- ・老朽危険空き家 → 上限60万円
- ・無接道老朽危険空き家 → 上限120万円

主な対象要件

【共通】

- ・ 主に住居として使用されていた空き家(木造又は軽量鉄骨造)であること
- ・ 不良住宅であると町が認めるもの(不良度判定表による点数が100点以上)
- ・ 申請者は空き家の所有者(法定代理人及び相続人を含む)で、法人でないこと
- ・ 志免町税の滞納がないこと
- ・ 空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと(同意を得ている場合を除く)
- ・ 建設業法による許可または建設リサイクル法による登録を受けた業者が除却すること
- ・ 空き家の敷地を更地にすること
- ・ 除却工事に関する契約及び除却工事は、交付決定後に行われること

【長屋・共同住宅】

- ・ 長屋又は共同住宅の所有者等が複数人いる場合、全員の同意を得ていること

【無接道老朽危険空き家】

- ・ 建築基準法第43条第1項及び第2項の規定に適合しない敷地にあること
- ・ 立地状況等のやむを得ない事由により、重機等を使用できないこと

※詳しくは町ホームページを確認ください

受付・戸数

受付期間：令和7年4月7日(月曜日)から令和7年12月26日(金曜日)まで

募集戸数：5戸程度 ※予算の額に達した場合は、受付を終了します(交付申請先着順)

申請の流れ

志免町

申請者

①事前協議

- ・事前協議申込書の提出(様式第1号)
- ・空き家現地調査の調整

②現地立入調査 ※原則立会

- ・職員による不良度判定
- ・同日若しくは後日、調査結果の報告



③交付申請 ※不良住宅認定の場合

- ・交付申請書の提出(様式第2号)

④交付決定通知

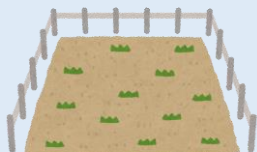
⑤除却請負契約・工事着手

※交付決定通知受領後、業者と契約及び工事に着手してください。

⑥除却工事完了

⑦実績報告

- ・完了実績報告書の提出(様式第8号)
- ※工事完了後30日以内又は2月末日まで



⑧補助金確定通知

⑨補助金の請求

- ・補助金交付請求書の提出(様式第10号)

⑩補助金の交付(完了)

受付期間

R7/4/7(月)~12/26(金)

除却工事完了の日から起算して30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告が必要です

※期限内に実績報告できない場合、交付決定を取り消します

【問い合わせ先】

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央 1-1-1

志免町役場 生活安全課 安全安心係

☎092-935-1181 📠092-935-2694



詳しくは二次元コードから

